

平成 30 年 3 月 20 日

各位

会 社 名 東洋紡株式会社 代表者名 代表取締役社長 楢原 誠慈 (コード番号 3101 東証第1部) 問い合わせ先 財務部長 中嶋 久夫 (TEL 06-6348-3137)

劣後特約付ローンによる資金調達に関する条件決定のお知らせ

当社は、平成30年2月23日開催の取締役会において決議し、同日付で公表いたしました劣後特約付ローン(以下「本劣後ローン」という。)による総額150億円の資金調達に関し、本日、下記のとおり、詳細条件を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本劣後ローンの概要

調達額	金 150 億円
契約締結日	平成 30 年 3 月 20 日
実行日	平成 30 年 3 月 26 日
最終弁済期日	平成 90 年 3 月 28 日
	但し、当社は平成 35 年 3 月以降の各利息支払日において、元
	本の全部または一部を期限前に弁済することができる。
利息の強制停止	(a) 当社の年次連結財務諸表上の数値を用いて計算される
	EBITDA マージン(営業利益と減価償却費の合計額の売上高に対
	する割合)が当該利払日の直近2連続事業年度にわたり6 %
	未満の場合、又は(b)当該利払日の直近の当社の年次連結財務
	諸表若しくは第2四半期連結財務諸表上の数値を用いて計算
	される資本合計(純資産と純負債の合計額)に対する純負債(有
	利子負債から現金及び現金同等物を控除した額)の割合が 70%
	を超えた場合には、当該利払日における利息の全額の支払いが
	停止される。
	上記のほか、分配可能額が必要額に満たない場合その他一定の
	場合にも利息の全額又はその一部の支払いが停止される。

利息の任意停止	強制停止事由が発生しておらず、かつ継続していない場合に、
	当社の裁量により利息の全額又はその一部の支払いを停止で
	きる。
リプレイスメント条項	当社は、本劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済
	日以前の6ヶ月以内に、本劣後ローンと同等以上の資本性を有
	するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意
	図している。
	但し、借入実行から5年経過後以降に期限前弁済する場合にお
	いて、以下のいずれの要件も充足する場合を除く。
	① 期限前弁済を通知する時点において発表されている最新の
	連結貸借対照表に基づいて計算される連結株主資本の金額
	が 1,552 億円以上となった場合
	② 期限前弁済を通知する時点において発表されている最新の
	連結貸借対照表に基づいて計算される D/E レシオが 1.0 倍
	を下回った場合
劣後条項	当社に対して、清算手続の開始、破産手続の決定、会社更生手
	続開始の決定または民事再生手続の決定等がなされた場合、本
	劣後ローンの貸付人は、優先株式および本劣後ローンを含む同
	順位劣後債権等を除く一切の債務全額が支払われた後に、契約
	に従って弁済を受けることができる。
	本劣後ローンの各条項は、上位債務の債権者に対して不利益を
	及ぼす内容に変更してはならず、かかる変更の合意は効力を生
	じない。
格付機関による本劣後ロ	株式会社格付投資情報センター:「クラス 4」「70」
ーンの資本性評価	株式会社日本格付研究所:「高」「75」
貸付人	株式会社みずほ銀行、三菱UFJリース株式会社、三井住友信
	託銀行株式会社、大同生命保険株式会社、株式会社日本政策投
	資銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友ファイナンス&リー
	ス株式会社、東京センチュリー株式会社

2. 本劣後ローンの目的・背景

本劣後ローンは、平成26年3月に当社が発行した劣後ローンの期限前弁済のための資金調達として実施するものです。(詳細につきましては、平成30年2月23日付の「新規劣後特約付ローンによる資金調達および既存劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ」をご参照ください。)本劣後ローンについては、既存既存劣後ローンと同等の資本性が認められることで、当社の財務安定性維持に引き続き寄与するものとなります。

以 上